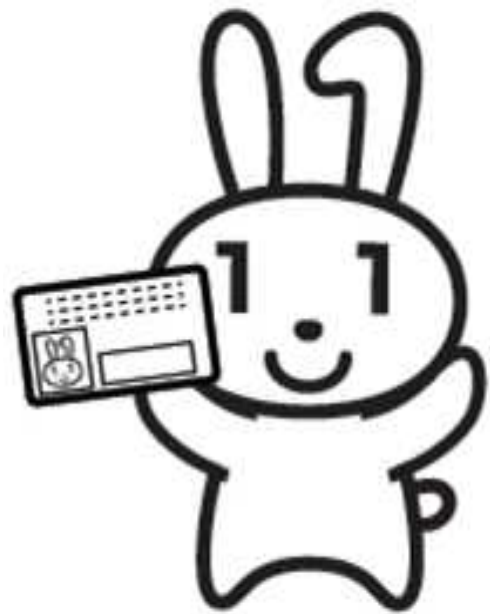


# マイナンバーカード ガイドブック

- 電子証明書の利用方法
- コンビニ交付の利用方法
- 紛失した時の手続き



# マイナンバーカードについて

## マイナンバーカードでできること

- マイナンバーカードの表面は、運転免許証などと同様に顔写真付きの本人確認書類としてご利用できます。
- マイナンバーカードの裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載されており、社会保障や税分野等の手続きを行う際のマイナンバーを確認する書類としてご利用できます。
- マイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書を活用することで、行政手続きのオンライン申請や、コンビニなどで各種証明書の取得を行うことができます。

## マイナンバーカードの有効期限

- マイナンバーカードには有効期限があります。
  - 18歳以上の方 ➡ 発行日後10回目の誕生日まで
  - 18歳未満の方 ➡ 発行日後5回目の誕生日まで
- 有効期限が近づくと、ご自宅に通知が届きます。有効期限の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で更新ができます。

## 氏名、住所等に変更があった場合

- 引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

## マイナンバーカード紛失等の場合



マイナンバーカードを失くした場合には、直ちに以下の電話番号(紛失の場合には365日24時間対応)に連絡し、**マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。**

マイナンバーカードコールセンター

**☎0120-95-0178**

総合フリーダイヤル(無料)

**☎0570-783-578**

全国共通ナビダイヤル(有料)



- 併せて**住民票のある市区町村の窓口**に**紛失等の届出**を行ってください。
- マイナンバーカードの一時停止後にカードが見つかった場合、**住民票のある市区町村の窓口**で**一時停止の解除**を行えます。
- マイナンバーカードを紛失した場合や、著しく損傷してしまい、再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。なお、紛失等に伴う再交付には手数料1,000円がかかります。

## 関連リンク

マイナンバーカードに関する情報については以下のサイトをご参照ください。

- 総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード  
[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
- 地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



# 電子証明書について

## 電子証明書と暗証番号

- マイナンバーカードには以下の暗証番号を設定しています。
- 暗証番号は他人に知られないよう十分注意してください。

種類	暗証番号	使用用途
①署名用電子証明書	英数字混合 6桁～16桁	e-taxによる確定申告など インターネットで電子申告を行う際
②利用者証明用 電子証明書	数字4桁	コンビニ交付の利用やマイナポータルへのログインなどオンラインサービスを利用する際
③住民基本台帳用	数字4桁	転入手続きやカードの住所・氏名等の変更手続きの際
④券面事項入力補助用	数字4桁	氏名、住所、生年月日、性別をテキストデータとして利用する際

※②～④の暗証番号は同じ番号を設定することができます。

## 電子証明書の有効期限

- 電子証明書の有効期限は発行日後**5回目の誕生日**もしくは**マイナンバーカードの有効期限**のどちらか早い日までです。
- 電子証明書は、有効期限の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で更新ができます。

## 暗証番号のロックおよび再設定

- 署名用電子証明書の場合5回、利用者証明用電子証明書の場合3回、**連続して暗証番号を誤ると電子証明書が利用できなくなるため**、ご注意ください。ロックしてしまった場合は住民票のある市区町村の窓口で**暗証番号の再設定の手続き**が行えます。

## 氏名、住所等に変更があった場合

- 引越しや婚姻等により氏名、住所等に変更が生じた場合、**署名用電子証明書は自動的に失効します。**転入届や婚姻届等の提出に併せて、電子証明書の発行手続きを行ってください。

## 電子証明書の利用方法

- e-taxやマイナポータル等の電子証明書利用した手続きをご自宅で行う場合、スマートフォンもしくはパソコンおよびICカードリーダーが必要になります。
- スマートフォンの場合、マイナンバーカード(ICカード)の読取りに対応した機種が必要になります。
- パソコンの場合、「利用者クライアントソフト」のインストールおよび公的個人認証サービスに対応したICカードリーダーが必要です。

※事前準備の詳細については公的個人認証サービスポータルサイトをご参照ください。

公的個人認証サービスポータルサイト

<http://www.jpki.go.jp>



# コンビニ交付について



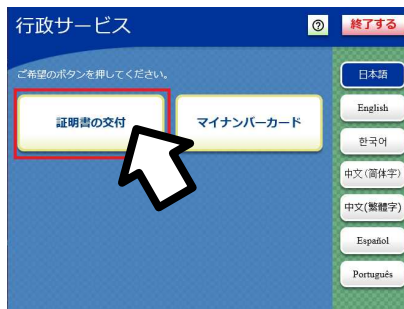
- マイナンバーカードを使ってコンビニで各種証明書を発行出来ます。
- 利用するには利用者証明用電子証明書が必要です。

## コンビニ交付操作方法(青梅市の住民票の写しを取得する場合の例)

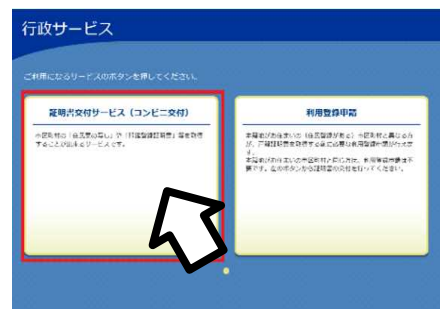
### 1 行政サービスを選択

各店舗に設置されているキオスク端末(マルチコピー機)の画面に表示されている「行政サービス」を選択します。

### 2 行政メニュー選択



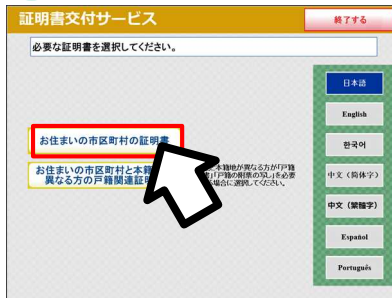
### 3 メニュー選択



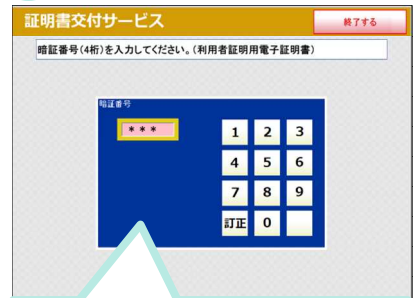
### 4 カード読み取り



### 5 証明書交付市区町村の選択



### 6 暗証番号の入力

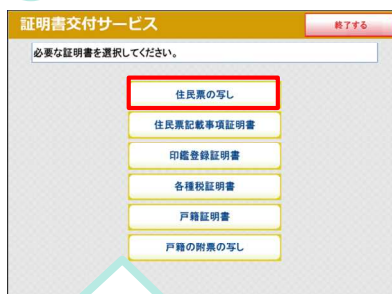


暗証番号は3回間違えるとロックがかかりますので、ご注意ください。

### 7 カード取り外し



### 8 証明書の種別選択



取得したい証明書を選択します。(戸籍証明書の取得が出来るのは平日8:00~17:00です。)

### 9 交付種別選択



## 10 記載事項選択

## 11 部数選択

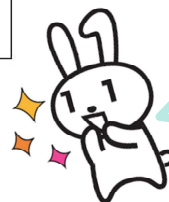
## 12 発行内容確認

訂正が必要な場合は、戻って訂正することができます。

## 13 料金支払い



## 14 証明書印刷



コンビニの方が  
100円  
お得！

## 取得できる証明書と手数料

取得できる証明書	手数料 (コンビニ)	手数料 (窓口)	利用時間
住民票の写し	200円	300円	6:30~23:00 (年末年始を除く)
印鑑登録証明書			
課税証明書 非課税証明書			
戸籍全部・個人事項証明書	350円	450円	8:30~17:00 (土日祝日を除く)
戸籍の附票の写し	200円	300円	

### 戸籍関係証明書の注意事項



- 住民登録地と本籍地が異なる場合は、事前に「利用登録申請」が必要です。
- 利用登録申請は左ページ③「メニュー選択」より行うことができます。
- 本籍地が青梅市外の方の証明書の取得については、本籍地のある市区町村へお問合せください。

# 「印鑑登録証」・「おうめ市民カード」は 大切にお持ちください。

- 窓口で印鑑登録証明書を取得する場合、**「印鑑登録証」または「おうめ市民カード」**が必要になります。
- **「マイナンバーカード」**では市役所窓口で印鑑登録証明書を取得できません。

## 印鑑登録証明書を 窓口で取得する場合



印鑑登録証書



おうめ市民カード

## 印鑑登録証明書を コンビニで取得する場合



マイナンバーカード